

(普通自転車の歩道通行)

**第六十三条の四** 普通自転車は、  
次に掲げるときは、第十七条  
第一項の規定にかかわらず、  
歩道を通行することができる。

ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。



- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
  - 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

1

2

3

4

Ver 2026/2/7

L

9

5

(github)



(昭和三十五年法律第二百五号)  
（昭和四年法律第六十五回）  
（昭和八年四月一日施行）  
（昭和六年四月二十日施行）  
（昭和六年五月二十四日施行）  
（昭和五年法律第三十四号）  
（昭和五年六月二十一日施行）  
（昭和八年六月十四日施行）  
（昭和六年法律第五十三号）  
（昭和六年法律第五十九号）

第二百二十一條(第一項第七號)  
罰則 第二百二十一條  
本件完全辦法審定後辦法之適用  
者為本件之主法、普通之狀況  
上、又該適用之主法之適用  
普通自軛車通行指定期分部之適用  
通行指定期部分之適用、並  
於該主法上、普通自軛